

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成24年3月26日まで縦覧に供する。

平成24年1月31日

香川県知事 浜田 恵造

1 申請のあった年月日

平成24年1月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人中讃ろうあ協会

浜上 操子

仲多度郡まんのう町賀田497番地1

3 定款に記載された目的

この法人は、丸亀市、坂出市、善通寺市、多度津町、宇多津町、まんのう町、琴平町および綾川町に居住する聴覚障害者の社会的地位の向上と文化水準の高揚に関する事業を行い、もって公益の増進と地域に寄与することを目的とする。